

田村市産品風評払拭首都圏プロモーション業務委託仕様書

1 総則

本仕様書は、田村市（以下「市」という。）が委託する田村市産品風評払拭首都圏プロモーション業務を受託した者（以下「受託者」という。）が遵守しなければならない事項を定めたものである。

2 目的

市産品等を使用し、首都圏フェアを実施することにより、首都圏の住民へ市産食材の魅力や安全性を伝え、認知度を向上させること。また、PR映像を制作し、ウェブやSNS等を活用して効果的に情報発信することにより、購買層の拡大を図ることを目的とする。

3 契約期間

契約締結日から令和9年3月19日までとする。

4 委託額

本業務の委託額上限は、3,498,000円（消費税込）とする。

なお、委託額内訳は以下のとおりとするが、提案内容によっては市と受託者が協議のうえ決定する。

- （1）首都圏フェアの開催 1,925,000円
- （2）産地訪問・映像制作発信 1,573,000円

5 業務内容

上記2の目的を踏まえ、受託者は以下の業務について企画・提案・実施すること。

○全体的事項

- ア. 市産品の魅力、安全性、生産環境及び品質管理の取組を首都圏に広く効果的に発信し、福島復興・再生に向けた取組であることが伝わる内容とすること。
- イ. 産地訪問・映像制作発信と首都圏フェア及びウェブ・SNS等を相互に連携させ、継続的な情報発信につながる企画・提案とすること。
- ウ. 首都圏の消費者に対し、市産品を実際に「見て、知って、食べて」もらうことで、風評の払拭及び理解促進を図る内容とすること。
- エ. 業務の実施に当たっては、関係する事業者と連絡調整を密に行い、円滑な進行管理に努めること。
- オ. 必要に応じて委託者の意向聴取や協議を行い、事業目的達成に向けて最大限配慮すること。
- カ. 各事業間の連携や事業の進捗管理のため、スケジュールの提案を行うこと。

（1）首都圏フェアの開催

- ア. 首都圏の飲食店等において、市産食材を活用したオリジナルメニューの開発・提供を行うこと。

- イ. 実施店舗数は最低3店舗、実施期間は1店舗あたり2週間から1カ月とし、首都圏における波及効果が期待できるよう提案すること。
- ウ. 開発したレシピ、写真素材及び店舗での提供内容等について、市内事業者が今後活用できるよう整理すること。
- エ. 首都圏フェアにおいては、来場者が市産品に対する理解と関心を深めるよう、メニュー紹介や生産背景及び市の魅力について発信を行うこと。
- オ. 首都圏フェアの来場者へ市産品、市への関心、意見等についてアンケート調査を行うこと。

(2) 産地訪問・映像制作発信

- ア. 市内の生産者等のもとを訪問し、インタビュー及び産地撮影を実施すること。
- イ. 市産品の安全性、生産環境、品質管理の取組が分かるよう、現地の様子や生産者の声を通じて「産地の見える化」を行う映像を制作すること。
- ウ. 制作する映像は、首都圏フェア会場、市ホームページ、SNS等での活用を想定し、短尺版を含め効果的な発信が可能な構成とすること。
- エ. 市産品の認知度向上及び風評払拭に資するための効果的な発信を行うこと。
- オ. 制作映像及び写真素材は、今後の市の広報活動等にも活用できるよう、汎用性の高い形で整理・納品すること。

(3) その他

- ア. 上記のほか、市産品の認知度向上、風評払拭及び購買層拡大に資する独自性のある提案を妨げない。
- イ. 事業目的の達成に資する効果的な実施方法があれば、委託額の範囲内で積極的に提案すること。

6 成果物

- (1) 実施報告書 電子データ（Word 形式等とPDF 形式）を収録した電子媒体（DVD等）及び印刷物を各2部納品
- (2) 制作物 本業務で制作した物品
- (3) その他 本業務で作成した資料のうち、当市が指示する資料

7 納品場所

田村市産業部農林課

8 業務実施に当たっての留意事項

- (1) 本業務に関する打合せ協議を必要に応じて随時行うものとする。なお、打合せ協議に要する移動等の経費については、全て受託者の負担とする。
- (2) 事前に委託者の承認を得た場合は、本業務の一部を第三者に再委託することができる。
- (3) 本業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は本業務以外の目的に使用してはならない。本業務終了後においても同様とする。

- (4) 受託者は、情報セキュリティ対策に必要な体制の整備及び措置を講じるとともに、本業務において受託者が取り扱う情報及びデータ等の管理に当たっては適切な管理を行うこと。
- (5) 成果物の所有権、著作権及び利用権は、全て当市に帰属するものとする。
ただし、第三者が権利を有する著作物、肖像権その他全ての権利（以下「既存著作物等」という。）が含まれている場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うものとする。なお、受託者の責めに帰すべき事由により著作権及び肖像権関係の紛争が生じた場合は、受託者の責任において処理するものとする。
- (6) 受託者が従来から有していた受託者固有の知識、技術に関する権利については受託者に帰属する。
- (7) 業務完了後に、受託者の責めに帰すべき事由により、成果物の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な措置を行うこと。この場合に要する経費は受託者の負担とする。
- (8) 受託者は、本業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により当市又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

9 見積書作成要領

見積書の作成に当っては、本業務委託仕様書に基づいて作成すること。ただし、この仕様書以上の最新の技術提供や企画があれば、委託額の範囲内で積極的に採用することを拒まない。

①内容については、本業務委託仕様書に基づき、項目ごとに分かりやすく記載すること。

②一連の経費について、見積設計の項目ごとに分かりやすく明記すること。

10 その他

本業務仕様書に記載されていない事項は双方協議により決めるものとする。